

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第66号

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

静岡県税賦課徴収規則（昭和47年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定寄附金の適用)</p> <p>第18条の6 第18条の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が第18条の3第1項の申請のあつた日の属する年の1月1日以後に支出する指定寄附金について適用する。</p> <p>(個人の県民税の払込みのあん分率)</p> <p>第19条 地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）<u>第8条第1項</u>の規定によるあん分率の算出については、小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることができるものとする。ただし、当該年度の翌年度の4月から6月までの間において払い込むべき額で清算する場合のあん分率は、県民税の払込額が円位まで正確に計算されるべき位までの数値を計算したものとする。</p> <p>(個人の県民税に係る市町の徴収金の払込先)</p> <p>第20条 <u>法第42条第3項</u>の規定による個人の県民税に係る徴収金の払込みは、県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に対してしなければならない。</p>	<p>(指定寄附金の適用)</p> <p>第18条の6 第18条の2の規定は、<u>個人</u>の県民税の所得割の納税義務者が第18条の3第1項の申請のあつた日の属する年の1月1日以後に支出する指定寄附金について適用する。</p> <p>(個人の県民税の払込みのあん分率)</p> <p>第19条 地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）<u>第57条の4の2第1項</u>の規定によるあん分率の算出については、小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てることができるものとする。ただし、当該年度の翌年度の4月から6月までの間において払い込むべき額で清算する場合のあん分率は、<u>個人</u>の県民税の払込額が円位まで正確に計算されるべき位までの数値を計算したものとする。</p> <p>(個人の県民税に係る市町の徴収金の払込先)</p> <p>第20条 <u>法第739条の4第2項</u>の規定による個人の県民税に係る徴収金の払込みは、県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に対してしなければならない。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。